

伴走支援型特別保証制度の改正（国制度）並びに 伴走支援型借換等対応資金（沖縄県制度）の創設について

- 【主なポイント】 ①セーフティネット5号について、取得要件のみ（売上高減少要件削除）
 ②一般保証の利用について、売上高減少要件の緩和に加え利益率減少も対象に追加
 ●令和5年1月10日保証申込受付より開始



保証制度名	伴走支援型特別保証制度（国制度）	伴走支援型借換等対応資金（沖縄県制度）
利用する保証制度	①セーフティネット4号（責任共有対象外 100%保証） ※責任共有対象（80%保証）の借換は不可。ただし、危機指定期間中（R.2.2.1～R.3.12.31）のSN5号の同額以下の借換は可。 ②セーフティネット5号（責任共有対象 80%保証） ※責任共有対象外（100%保証）の既往借入金を同額以下で借換する場合は責任共有対象外（100%保証） ③一般保証（80%保証） ※責任共有対象外（100%保証）の既往借入金を同額以下で借換する場合は責任共有対象外（100%保証）	①セーフティネット4号（責任共有対象外 100%保証） ※責任共有対象（80%保証）の借換は不可。ただし、危機指定期間中（R.2.2.1～R.3.12.31）のSN5号の同額以下の借換は可。 ②セーフティネット5号（責任共有対象 80%保証） ※責任共有対象外（100%保証）の既往借入金を同額以下で借換する場合は責任共有対象外（100%保証） ③一般保証（80%保証） ※責任共有対象外（100%保証）の既往借入金を同額以下で借換する場合は責任共有対象外（100%保証）
取扱期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までに信用保証協会が保証申込受付したものを。（今回の要件改正は令和5年1月10日保証申込受付分より取扱い開始）	令和5年1月10日から令和6年3月31日までに信用保証協会が保証申込受付したものを。（新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金は令和5年1月9日保証申込受付分まで）
限度額	1億円	6,000万円
対象資金	（SN4号、5号）経営の安定に必要な事業資金、（一般保証）事業資金	
保証期間	10年以内（据置5年以内）、一括返済は1年以内	
返済方法	一括返済又は分割返済	
担保	必要に応じて徴求する。	
保証人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 ※経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。	
貸付金利	金融機関所定金利	1.20%（4号認定）、1.60%（5号認定及び一般保証）
信用保証料	利用する保証制度 ●①及び②の場合0.85%（経保免除1.05%） {国補助0.65%（経保免除の場合は0.85%補助）} →実質保証料率0.20% ●③の場合0.45%～1.90%（経保免除0.65%～2.10%） {国補助0.25%～0.75%（経保免除の場合0.45%～0.95%補助）} →実質保証料率0.20%～1.15%	利用する保証制度 ●①及び②の場合0.85%（経保免除1.05%） {国補助0.65%（経保免除の場合は0.85%補助）、県補助0.20%} →実質信用保証料は0.00% ●③の場合0.45%～1.90%（経保免除0.65%～2.10%） {国補助0.25%～0.75%（経保免除の場合0.45%～0.95%補助）、県補助0.20%} →実質保証料率0.00%～0.95%
※条件変更に伴う信用保証料は国補助の対象外となります。		
必要書類	①通常申込書類 ②経営行動計画書 ③認定書（SN4号及び5号場合）、売上高（総利益率、営業利益率）減少要件確認書（一般保証の場合） ④経営者保証免除対応確認書 ※④は経営者保証免除対応時に提出	①通常申込書類 ②経営行動計画書 ③認定書（SN4号及び5号場合）、売上高（総利益率、営業利益率）減少要件確認書（一般保証の場合） ④経営者保証免除対応確認書 ⑤事業税納税証明書 ※④は経営者保証免除対応時に提出
モニタリング	原則として、特定の期間につき、金融機関に対して計画の実行状況等の報告や金融機関によるフォローアップ等が必要となります。	

※本制度は斡旋申込・追認保証・小口零細の取扱は不可

沖縄県信用保証協会 【お問い合わせ】
 Okinawa Credit Guarantee Corporation 業務部 保証課 TEL: 098-863-5300

(2023.1.10改正)